

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

平成30年12月1日

株式会社 フューチャー・エコロジー

株式会社 ソフマップ

平成 30 年 12 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都大田区城南島 3 丁目 2 番 14 号
株式会社フューチャー・エコロジー
代表取締役 山崎 昌明
東京都千代田区外神田 1 丁目 16 番 9 号
株式会社ソフマップ
代表取締役 渡辺 武志

株式会社フューチャー・エコロジー（以下「分割会社」といいます。）と株式会社ソフマップ（以下「承継会社」といいます。）は、平成 30 年 10 月 31 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、同年 12 月 1 日を効力発生日として、分割会社が、その電子機器リユース事業に関して有する権利義務を、承継会社に会社分割（吸収分割）（以下「本件吸収分割」といいます。）により、承継させました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
平成 30 年 12 月 1 日
2. 分割会社 における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
本件吸収分割は、分割会社において会社法第 784 条第 3 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。
 - (2) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について
分割会社には、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 承継会社 における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 31 日付で、承継会社の株主に対し通知を行いました。が、同条第 1 項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継資産額（概算） 40 百万円
承継負債額（概算） 4 百万円
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
平成 30 年 12 月 7 日（予定）
6. その他重要な事項
該当事項はありません。

以上